

島根県アルコール健康障がい対策推進計画
パブリックコメントで提出されたご意見の要旨と県の考え方

ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
・アルコール依存症の人に就労は無理ではないか。	アルコール依存症は、治療や回復に向けた支援を行うことによって、回復する病気です。社会復帰にあたっては、職場の理解と支援が重要です。 県では、周囲の理解と支援が得られるようアルコール依存症に対する正しい理解を促進するとともに、社会復帰に向けて関係機関等と連携して支援をすることにしています。
・アルコール依存のドライバーの運転は免許を失効しないと危険ではないか。	道路交通法第103条第1項第3号に、公安委員会は免許を受けた者がアルコールの中毒者であると判明したときは、免許の取消し、又は免許の効力の停止をすることができることとなっています。 したがって、更新時等においては飲酒に関する質問票の提出を義務化し、確認を行っておりますが、アルコール依存症の疑いがある場合は、医師の診断書の提出により免許の継続の可否を判断しています。 また、医師の診察によりアルコール依存症であると認知し、その者が免許保有者である場合は、医師は公安委員会へ届出をすることができることになっており、これらのことにより、アルコール依存の免許保有者に係る危険性をなくすようにしています。